明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通八七）　一
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三九三）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三一二～三一八）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三一九～三二一）　三〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三二二）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人環境再生保全機構入札関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

省　令

○国土交通省令第八十七号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行に伴い、並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第五条第三項第二号、第七条、第八条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十二条第一項及び第三項、第二十五条第一項並びに附則第三条第一項並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第二十二号、第四条、第六条第三項、第八条第三項及び附則第二条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第二十四条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（身分証明書の様式）

第五十条　法第四十一条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十号様式によるものとする。

第十六条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第一号中「第十九条第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第十五条第一項中「第二十三条各号」を「第三十八条各号」に改め、同条第二項中「第二十三条第一号及び第二号」を「第三十八条第一号及び第二号」に改め、同条を第四十七条とする。

第十四条中「第二十二条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第四十六条とする。

第十三条中「第二十二条第一項後段」を「第三十七条第一項後段」に改め、同条を第四十五条とする。

第十二条中「第二十二条第一項前段」を「第三十七条第一項前段」に改め、同条を第四十四条とする。

第十一条中「第二十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第四十三条とする。

第十条（見出しを含む。）中「第十九条第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条を第四十二条とする。

第九条中「第十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第四十一条とする。

第八条中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第七条（見出しを含む。）中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の七条を加える。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請）

第三十三条　耐震関係規定に適合するものとして法第二十二条第二項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号のいずれかに掲げる図書及び当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一　第二十八条第一項の表の(ろ)項に掲げる図書及び次の表に掲げる図書